

沖縄県個人情報保護審査会答申第 48 号 概要

①件名	平成27年6月26日付け沖広相第68-1号の保有個人情報部分開示決定に対する不服申立てについて
②開示請求年月日	平成26年12月24日
③実施機関	沖縄県警察本部（警察本部 広報相談課）
④決定年月日	平成27年6月26日
⑤決定内容	保有個人情報部分開示決定
⑥不服申立て年月日	平成27年8月10日
⑦不服申立ての趣旨	本件処分（保有個人情報部分開示決定）を取り消し、保有個人情報の追加開示を求める。
⑧不服申立ての理由(要旨)	実施機関が特定した保有個人情報（5件）については、申立人が請求した情報ではないため、不服を申し立てる。
⑨諮問年月日	平成27年11月13日
⑩答申年月日	平成28年4月28日
⑪答申内容	<p>○ 審査会の結論 沖縄県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った平成27年6月26日付け沖広相第68-1号の保有個人情報部分開示決定については妥当である。</p> <p>○ 審査会の判断理由（概要）</p> <p>（1）本件請求個人情報について 実施機関が部分開示を行った本件請求個人情報の対象文書は、5件の相談処理表（平成25年6月24日嘉手納警察署相談処理表第195号、平成25年6月28日嘉手納警察署相談処理表第203号、平成25年8月13日嘉手納警察署相談処理表第283号、平成26年4月8日嘉手納警察署相談処理表第131号、平成26年10月7日嘉手納警察署相談第355号）である。 しかし、審査請求人が求める公文書は審査請求人が平成25年9月26日、平成26年12月17日に嘉手納警察署において行った警察相談に関する内容（提出書面を含む）や経緯（受付記録や議事録など）と処理結果を知り得る情報であり、実施機関が開示を行った公文書の中には含まれていない。</p> <p>（2）開示請求の対象となる文書について 条例上、開示請求の対象となる公文書は、開示請求時点において当該実施機関が保有しているものをいい、「保有しているもの」とは、「所持」している文書であって、物を事実上支配している状態をいうと解釈されている。 したがって、実施機関が開示した本件公文書5件以外の作成されなかった相談処理表については、開示請求の対象となる公文書に該当せず、不存在とした実施機関の判断は妥当である。</p> <p>（3）審査会の意見 開示請求権制度の趣旨にも鑑み、実施機関は、当該機関に関わった県民が、当該機関が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認することができる手段を講じるよう要望する。</p>